

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年6月17日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：フィリピン国マニラ首都圏の持続可能な開発に向けた公共交通の連結性向上及びレジリエンス強化に係る情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称：フィリピン国マニラ首都圏の持続可能な開発に向けた
公共交通の連結性向上及びレジリエンス強化に係る情
報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：26a00220

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026 年 6 月 17 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：フィリピン国マニラ首都圏の持続可能な開発に向けた公共交通の連結性向上及びレジリエンス強化に係る情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2026年8月 ～ 2027年2月
先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。
- (5) ランプサム（一括確定額請負）型
本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

2. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
国際協力調達部 契約推進第一課/第二課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部
東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課
- (3) 日程

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026 年 6 月 23 日まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026 年 6 月 24 日 12 時まで
3	質問への回答	2026 年 6 月 29 日まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2026 年 7 月 3 日 12 時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の 2 営業日前まで
7	見積書の開封	2026 年 7 月 16 日 10 時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から 1 営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第 1 位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1）消極的資格制限
- 2）積極的資格要件
- 3）競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第３章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記２．（３）参照

２）提出先：<https://forms.office.com/r/EmiEy5yKS1>

注１）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）回答方法

上記２．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

6. プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記２．（３）参照

（２）提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

（<https://partner.jica.go.jp/>）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。
([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4.（3）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80：20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10% が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。
- 4) 応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点（総合評価点）が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。（低見積価格調査の実施）

低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

マニラ首都圏は 620km² と比較的小さな都市地域であるにも関わらず、人口が年間 1.8%の割合で増加しており、2000 年の 993 万人から 2020 年には約 1.4 倍の約 1,340 万人に達した（フィリピン統計局, 2023）。人口の過密化にもかかわらず、首都圏内の既存高架鉄道三路線の総延長は 50km にとどまるなど、大量輸送手段としての軌道系公共交通の整備状況は遅れており、交通渋滞は深刻化している。交通渋滞等による移動時間コストに係る経済的損失は、1 日あたり 38 億ペソ（約 90 億円）と試算され（「メトロマニラ総合交通管理計画策定プロジェクト」、2022 年）、慢性的な交通渋滞は円滑な物流や移動のボトルネックとなり、フィリピン共和国（以下、「フィリピン」という。）の国際競争力を低下させる要因となっている。

かかる状況に対して JICA が策定を支援し、フィリピン政府が承認した「マニラ首都圏の持続的発展に向けた運輸交通ロードマップ」（2014 年）では、マニラ首都圏中心部の人口過密化解消と交通渋滞緩和のため、マニラ首都圏の南北軸となる大規模公共交通の整備を通じて、首都圏中心部と郊外とを結ぶ公共交通網を強化し、同南北軸に沿った計画的な市街地の拡大と公共交通機関へのシフトを促すことが提案されている。同提案に基づき、有償資金協力「南北通勤鉄道事業（マロロス-ツツバン）」及び「南北通勤鉄道延伸事業」、「マニラ首都圏地下鉄事業（フェーズ1）」を実施中。これらの案件は、現政権の掲げる Infrastructure Flagship Projects の一つに位置付けられている。

他方、マニラ首都圏の交通渋滞緩和に向けては、これら建設中の円借款事業の実現に加え、既存の高架鉄道三路線との連結性向上を通じた、公共交通網の強化が必要な状況である。既存の高架鉄道三路線においては乗り換え可能な駅はなく、近接して位置する駅間の移動が発生し、狭く急な高架で接続されるなど、利便性の良いアクセスが未整備である。さらに、フィリピン政府では、鉄道網の連結性強化に向けた具体的なロードマ

ップ策定は十分に進んでおらず、マニラ首都圏を中心に、連結性強化を通じた交通渋滞緩和やモダールシフト促進に検討の余地がある。

また、経済成長の基盤となる都市交通の持続的な発展には、気候変動などに対する鉄道システムのレジリエンス強化が不可欠である。しかし、鉄道セクターでは、鋼橋を含む施設・設備が老朽化しており、自然災害による損傷が運行再開を遅延させ、都市機能の回復を大きく妨げる可能性が高い状況となっている。特に、既存三路線は大部分が高架であり、1980年代の設計基準で建設された箇所も存在するため、最新の耐震基準を満たしていない。さらに、大規模地震に加えて火災や犯罪などの脅威に備え、危機発生時における乗客の安全な避難誘導など運用面における危機管理能力の強化も喫緊の課題となっている。

JICA が支援するフィリピン政府の旗艦プロジェクトであるマニラ首都圏地下鉄事業および南北通勤鉄道事業では、その社会的・経済的効果を最大化することが重要な課題となっている。その実現に向けては、マニラ首都圏地下鉄事業および南北通勤鉄道事業の周辺環境に関し、戦略的に補完する必要がある。既存の LRT1 号線・LRT2 号線・MRT3 号線との連結性向上による利便性の確保、災害等に強い都市交通システムの構築といった要素を体系的に整理し、都市交通ネットワーク全体としての機能強化を図る必要がある。また、用地取得の遅延や支払い遅延など、事業実施体制に起因する課題も依然として存在する。これらの課題を改善することは、都市鉄道網整備や安定した運営を着実に推進させ、公共交通システム全体のレジリエンス強化に大きく寄与することが期待される。

第2条 調査の目的と範囲

本調査の主たる目的は、マニラ首都圏の持続可能な都市発展を支える公共交通システムの高度化を念頭に、以下の二点を中心とした課題整理および改善の方向性を明確化することである。

- 公共交通の連結性向上
 - 既存の乗換拠点（共通駅・結節点）の機能改善による利便性の向上
 - 既存の LRT1 号線、LRT2 号線、MRT3 号線、建設中の南北通勤鉄道およびマニラ首都圏地下鉄の新たな乗換拠点の整備による利便性の向上
- 都市鉄道システムのレジリエンス強化
 - 地震、火災、人身事故、犯罪対策等に対するハード（構造物）・ソフト（運用・管理）の両面からの課題整理

- 既存路線を中心とした耐震性や防災性能・犯罪対策等の安全対策の現状把握
- 事案発生時の安全確保、迅速な復旧を可能とする危機管理能力の強化のための体制・計画の検討

調査対象地域はマニラ首都圏全域とし、鉄道セクターを対象とする。また、本調査は将来の有償資金協力、技術協力等の具体的案件形成を視野に入れ、短期・中長期の協力プログラム検討に資する基礎情報の整理を目的とする。

第3条 調査実施の留意事項

本調査の実施にあたっては、以下の点に特に留意する。

- **既存事業との整合性の確保**

JICA が支援中の NSCR および MMSP はフィリピン政府の最重要案件であり、これら事業の効果最大化に資する観点から調査内容を整理すること。

- **フィリピン側ニーズとの整合**

フィリピン運輸省（以下、「DOTr」）をはじめとする関係機関の政策・計画・課題認識を丁寧に把握すること。

- **ハード・ソフト両面の総合的検討**

構造物の物理的改修のみならず、運行計画、危機管理体制、制度面、人的能力などを含めた包括的な分析を行うこと。

- **社会的包摂への配慮**

女性、子ども、障がい者等の交通弱者の視点を考慮し、公共交通改善が包摂的な都市形成に寄与するよう留意すること。

- **日本の知見の活用**

日本がこれまで鉄道の連結性向上やレジリエンス強化で培ってきた知見をどのように活用できるのかという視点も含めた分析を行うこと。

- **AI 等の活用による調査の効率化**

机上調査において AI 等を積極的に活用しながらフィリピン政府の法令や他ドナー及び関係ステークホルダーの事業情報等を広く収集するとともに、現地調査時に対面で確認すべき事項等については予め絞り込むなど要員配置についても工夫し、調査を効率化すること。

第4条 調査の内容

本調査では、大きく以下の三つの柱に基づき情報収集・分析を行う。

- 鉄道路線の連結性強化
 - 鉄道連結性に関するハード面（共通駅、通路、結節施設）およびソフト面（路線間の運行計画（路線間の乗換時間）、利用者導線（脆弱層含む）、運賃制度、関係機関の能力、用地取得等）の課題整理
 - 連結性強化にかかるフィリピン政府の政策、法制度、計画、実施体制（省庁間・自治体間連携を含む）のガバナンス面の整理
 - D0Tr が検討中の連結性強化計画とその課題の把握
 - 他ドナー・国際機関・民間部門の取組状況の整理
 - 収集情報の統合および短期・中長期プログラム立案に向けた分析方法の検討（例：課題抽出、ニーズ検証、重要性、緊急性、経済効果など）
- レジリエンス強化
 - ハード面（構造物（耐震性、火災予防、人身事故予防、犯罪対策等））とソフト面（避難誘導を含む防災計画、人身事故や犯罪防止の安全対策、工期延長（土木・軌道・電力等の部門間の進捗の共有・調整の指揮系統確認等）、支払い遅延等）の課題（予防と事案発生時の対処の観点から）
 - レジリエンス強化にかかるフィリピン政府の政策、法制度、計画、実施体制（省庁間・自治体間連携を含む）のガバナンス面の整理
 - D0Tr が検討中のレジリエンス強化計画とその課題の把握
 - 他ドナー・国際機関・民間部門の取組状況の整理
 - 収集情報の統合および短期・中長期プログラム立案に向けた分析方法の検討（例：課題抽出、ニーズ検証、重要性、緊急性、経済効果など）
- 短期・中長期協力プログラム形成
 - 上述の連結性向上、耐震性強化、事業実施体制改善に関する優先課題の抽出
 - 緊急性・重要性・経済効果等の観点からの分析
 - 本邦技術の活用を念頭においた分析
 - 短期的に着手が必要な協力案の検討
 - 中長期的にはセクターローン等も視野に入れた協力の方向性整理

第5条 報告書等

調査の各段階において作成、提出する報告書等は以下のとおり。業務計画書以外の各報告書等の提出に先立ち、JICA が内容を事前に確認するための十分な時間を確保すること（提出時期の3週間前を目安とする）。それぞれの報告書は、事前の JICA との協議結果が反映され、JICA が了承した内容の報告書を提出する。なお、本契約における成果品はファイナルレポートとし、成果品提出期限は契約履行期間の末日とする。

また、通常中間報告書としてインテリムレポートも提出するが、本調査では調査期間を鑑みて、報告書を提出する代わりに、JICA に対して月1回を目安に月次中間報告の機会を設け、調査中盤では中間報告を実施する。中間報告では、調査の進捗、課題、検討事項等について取りまとめた資料を事前提出し、同資料をもとに JICA 向けに中間報告を実施する。

なお報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

1. 業務計画書

提出期限：契約締結後 10 営業日以内

言語（部数）：和文・英文各 1 部（電子データ）

内容：調査の基本方針、計画

2. ドラフトファイナルレポート

提出期限：履行期限 2 ヶ月前を目安

言語（部数）：和文・英文各 1 部（電子データ）

内容：調査計画、情報収集・分析結果、短期的な協力可能性、
中長期的な協力可能性

3. ファイナルレポート

提出期限：履行期限日末日

部数：和文・英文（製本版：各 5 部、CD-R：1 部）

内容：調査計画、情報収集・分析結果、短期協力可能性プログラム案、
中長期協力可能性プログラム案

4. 収集資料一式

本調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA 様式による収集資料リストに付する。

提出期限：ファイナルレポートと同時

言語：和文もしくは英文（電子データ）

5. 業務月報

提出期限：履行期間中、毎翌月 5 営業日以内

言語（部数）：和文（電子データ 1 部）

第 6 条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙：報告書目次案

注) 本目次案は発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、国内・現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。また、各目次項目における比重の置き方については、発注者と適宜協議の上、決定する。

第1章 調査の概要

1-1 調査の背景

1-2 調査の目的

1-3 調査実施方針

1-4 調査体制およびスケジュール

第2章 現状分析

2-1 鉄道路線の連結性

2-1-1 ハード面の現状（結節施設・駅構造等）

2-1-2 ソフト面の現状（運行・運賃・利用者導線等）

2-1-3 課題整理

2-2 レジリエンス

2-2-1 ハード面（耐震・防災・安全対策等）

2-2-2 ソフト面（運用・危機管理・事業管理等）

2-2-3 課題整理

2-3 政策・制度・実施体制（ガバナンス）

2-3-1 政策・計画体系

2-3-2 法制度

2-3-3 実施体制（D0Tr・自治体・関係機関）

2-4 関係機関・ドナー・民間の動向

2-4-1 国際機関・開発パートナー

2-4-2 他ドナー

2-4-3 民間セクター

第3章 現地調査結果

3-1 調査対象地域における鉄道の現状

3-1-1 主要路線および結節拠点

3-1-2 利用実態およびサービス状況

3-2 連結性に関する現地課題

3-2-1 物理的接続性

3-2-2 利用者視点（動線・乗換・アクセシビリティ）

3-3 レジリエンスに関する現地課題

3-3-1 防災・安全対策の実態

3-3-2 運用・管理上の課題

3-4 ステークホルダー分析

3-4-1 D0Tr および関係機関の認識

3-4-2 利用者・民間事業者の視点

第4章 日本の技術・知見

4-1 日本における鉄道分野の知見

4-1-1 連結性向上（高頻度運行・シームレス乗換等）

4-1-2 レジリエンス強化（耐震・防災・安全管理・工期管理等）

4-2 フィリピンへの適用可能性

4-2-1 連結性改善への適用

4-2-2 レジリエンス強化への適用

4-3 適用にあたる課題

4-3-1 制度・ガバナンス上の制約

4-3-2 技術導入・維持管理の課題

4-3-3 人材・能力開発の課題

第5章 協力プログラム提案

5-1 優先課題の整理

5-2 短期協力プログラム

5-2-1 緊急性の高い案件

5-2-2 実施可能性の高い施策

5-3 中長期協力の方向性

5-3-1 セクターローン等の可能性

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	日本がこれまで鉄道の連結性向上やレジリエンス強化で培ってきた知見の活用可能性の提案	第3条、第4条 調査内容3
2	短期的に着手可能な協力案件案の検討	第4条 調査内容3
3	中長期的にはセクターローン等も視野に入れた協力の方向性の提案	第4条 調査内容3

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：鉄道の駅間の連結性や鉄道の安全性（ハード面・ソフト面）にかかる各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4-4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・ 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（３号）】

- ① 対象国及び類似地域：フィリピン国及び東南アジア地域
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

２．業務実施上の条件

（１）業務工程

『第２章 特記仕様書』『第３条 調査実施の留意事項』『第４条 調査の内容』『第５条 報告書等』を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

（２）業務量目途

１）業務量の目途

約１３．６６人月

２）渡航回数の目途 延べ１６回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（３）配付資料／公開資料等

１）配付資料

なし

２）公開資料

- JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略） ２．運輸交通
- トルコ共和国 鉄道の防災機能強化にかかる情報収集・確認調査(QCBS—ランプサム型) 最終報告書
- フィリピン国 公共交通指向型開発 (TOD) 能力開発プロジェクト (第２期) 業務完了報告書

（４）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（５）安全管理

１）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

３．プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

４．見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（１）契約期間の分割について

第１章「１．競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

52,507,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について(該当する□にチェック)

☒ 本案件は定額計上はありません。

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	－	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(－)	(8)
ア) 類似業務の経験	－	4
イ) 業務主任者等としての経験	－	2
ウ) 語学力	－	1
エ) その他学位、資格等	－	1
3) 業務管理体制	(－)	(4)

以 上